

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を次のとおり行うので、同法第104条の2第2項の規定により告示する。

令和8年6月29日

島根県公安委員会



1 聴聞の期日

令和8年7月10日（金） 午前10時00分

2 聴聞の場所

松江市打出町250番地1 島根県警察本部交通部運転免許課
（聴聞室）

浜田市竹迫町2385番地3 島根県西部運転免許センター
（聴聞室）